

運営方針・評価

中期目標・中期計画

平成16年の国立大学の法人化によって、大学の教育研究の基本理念や長期的なビジョンに基づいた自律的な運営が可能となり、大学ごとに中期目標・中期計画を策定するとともに、業務実績について評価を受けることが義務付けられました。

中期目標・中期計画を策定しその達成に取り組むことは、国立大学法人に対する公的投資の前提であると同時に、構成員が大学のビジョンを共有し、定期的な点検・評価を通じて教育研究の質の向上を図り、計画の進捗に応じた合理的・効果的な資源配分や計画的・戦略的な大学運営に繋がるという意義を有しています。

また、文部科学大臣は、中期目標期間終了時に国立大学法人の組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。各国

立大学法人は文部科学大臣から提示される組織・業務の見直し内容を踏まえ、次期の中期目標・中期計画を作成することとなります。

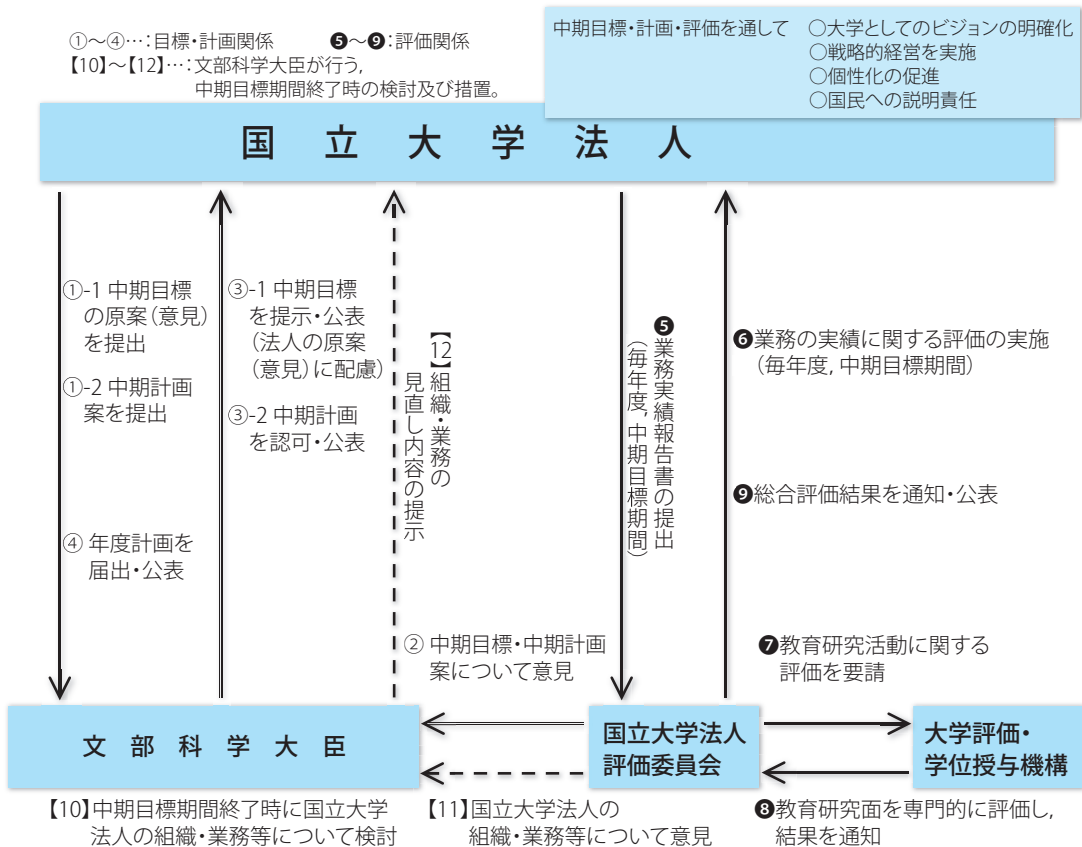
○中期目標・中期計画

中期目標は、大学の理念や長期的な目標を実現するため、6年間に達成すべき業務運営に関する目標として、国立大学法人法の規定に基づき、予め大学から提出する中期目標原案を踏まえ、文部科学大臣が定め国立大学法人に提示されるものです。

中期計画は、文部科学大臣より提示された中期目標を達成するための具体的な計画として、国立大学法人法及び同法施行規則に基づき大学が作成し、文部科学大臣の認可を受けるものです。

中期目標・中期計画は、大学の基本的な目標を掲げた「前文」と、法で定められた「教育研究の質の向上」

目標・計画・評価の概要



- 「業務運営の改善及び効率化」
- 「財務内容の改善」
- 「自己点検・評価及び情報の提供」
- 「その他業務運営」

の項目で構成されています。

平成22年度から始まる第2期中期目標・中期計画については、「前文」に掲げる「平成23年に総合大学として創立100周年を迎えることを踏まえ、アジア諸国との歴史的つながりや地理的近接性を活かした世界的研究・教育拠点として、次の100年に向けて知の新世紀を拓くべく、教育、研究、診療等の諸活動を展開する」という方針のもと、各々の項目に関する目標・計画を立て、既に文部科学大臣の提示・認可を受けています。

○年度計画

年度計画は、認可を受けた中期計画に基づき、当該年度において実施する計画として、国立大学法人法施行規則及び独立行政法人通則法に基づき大学が作成し、文部科学大臣に届け出るものです。

平成22年度計画については、学内の関係委員会において議決された後、文部科学大臣に届け出ています。学内において、中期目標・中期計画の達成に向け、年度計画に取り組んでいくことになります。

○部局の中期目標・中期計画

部局の中期目標・中期計画は、文部科学大臣の認可事項ではなく、学内限りで作成するものです。

本学の中期目標・中期計画の達成のためには、教育研究活動の現場である部局の取組が重要であることから、本学の中期目標・中期計画を踏まえた上で、部局の教育研究の理念や目的に基づき、特色を生かした中期目標・中期計画を作成して、教育研究活動等に取り組んでいくことになります。

部局の第2期の中期目標・中期計画については、様式は任意とし、作成後の進捗管理は部局において行うこととしています。学内共同教育研究施設等については、規模や人員配置が異なることから、作成を任意としています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学の中期目標・中期計画等(九州大学ホームページの運営・組織情報)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/organization/index.php>
- ・各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学

省国立大学法人等のページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm

◆問合せ先

- ・中期目標・中期計画、年度計画について
企画部企画課企画調査係 092-642-7065

大学評価

大学評価とは、大学の教育・研究水準の向上を目指して、大学の活動状況を評価し改善するしくみです。

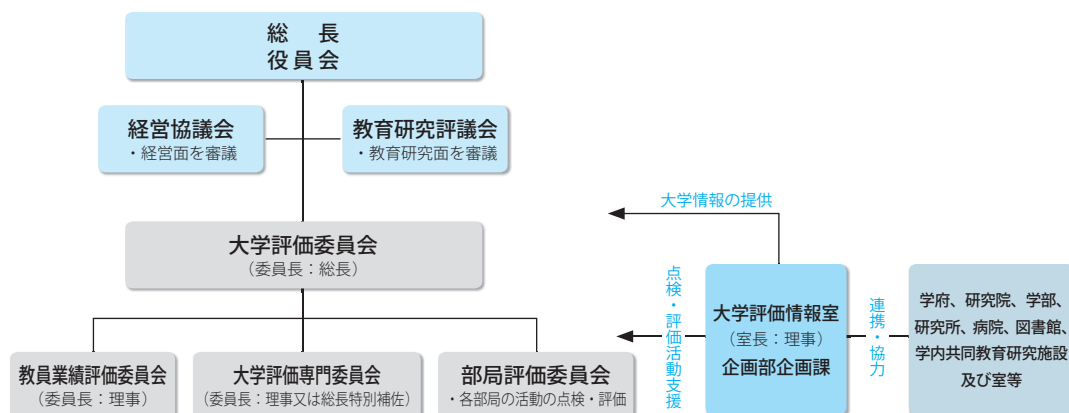
○大学評価の経緯

平成 3年	大学の組織改革等についての規制が緩和され、大学は改革に自主、自律的に取り組むことが以前より容易になるとともに、大学が自らを点検・評価し、その結果を公表する「 自己点検・評価 」の 実施努力義務 が求められました。
平成11年	「 自己点検・評価 」が 実施義務 となり、その結果の公表が義務化されました。 また、自己点検・評価結果の 外部者による検証(外部評価、第三者評価)の実施努力義務 が加わりました。
平成16年 (国立大学法人化)	国立大学法人は、中期目標期間(6年間)ごとに中期目標の達成度を、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会により評価を受けることとなり、併せて、中期計画を基に策定した年度計画の達成度について毎年度評価を受けることとなりました。 (国立大学法人評価) また、全ての大学は7年以内ごとに、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けることが義務づけられました。 (認証評価)

○法人評価と認証評価の概要

区分	根拠規定	評価の目的	評価対象	評価期間	評価機関	評価方法	評価の内容
国立大学法人評価	国立大学法人法第35条の規定により準用する、独立行政法人通則法第34条	公的資源配分や政策決定を目的とする。	国立大学法人 大学共同利用 機関法人	6年	国立大学法人評価委員会 ただし、教育・研究に関する事項の評価は、大学評価・学位授与機構が評価する。	(中期目標・中期計画) ・国立大学法人評価委員会は、教育研究の専門的評価を大学評価・学位授与機構へ要請 ・国立大学法人評価委員会は、機構の評価結果を尊重し経営面を含め総合評価 ・次期中期目標の内容及び運営費交付金の算定に反映 (年度計画) ・年度評価では教育研究の状況について専門的な観点からの評価は行わない。 ・実績報告書により、各大学が中期目標に向けた事業の進行状況の評価する。	(中期目標) 1 教育研究の質の向上に関する事項 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 財務内容の改善に関する事項 4 自己点検評価や情報提供に関する事項 5 その他業務運営に関する重要事項 (中期計画) 1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡・担保に供しようとするときは、その評価 6 剰余金の使途 7 その他
				(1年)			
機関別認証評価 (専門職大学院認証評価)	学校教育法第109条第2項(第109条第3項)	大学の質的向上のための情報収集・公表を目的とする。	全ての国・公・私立大学	・機関別認証評価：7年以内 ・専門職大学院認証評価：5年以内	○機関別認証評価 ・大学評価・学位授与機構 ・附大学基準協会 ○法科大学院認証評価 ・大学評価・学位授与機構 ・附大学基準協会 ・附日弁連法務研究財団	・教育活動を中心として、大学の活動の全般にわたる11の基準で構成 ・各基準を満たしているかの判断は、原則として大学全体を単位として行う。 ・大学の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項を設定 ・選択的評価は、基準を満たしているかどうかの判断よりも、評価事項に関して各大学が有する目的の達成状況の評価する。	(大学評価基準) <small>*大学評価・学位授与機構による機関別認証評価の評価基準案</small> 1 大学の目的 2 教育研究組織(実施体制) 3 教員及び教育支援者 4 学生の受入 5 教育内容及び方法 6 教育の成果 7 学生支援等 8 施設・設備 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム 10 財務 11 管理運営 (選択的評価事項) 1 正規課程以外の教育サービスの状況 2 研究目的の達成状況

○九州大学の評価実施体制



★もっと詳しく知るには

- ・九州大学大学評価のホームページ
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/>

◆問合せ先

企画部企画課評価企画係 092-642-7068

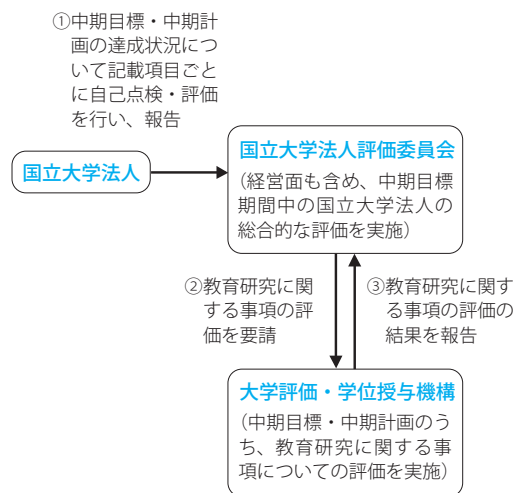
国立大学法人評価

文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会(以下、評価委員会)が、中期目標期間(6年間)終了時に、各国立大学法人の中期目標・中期計画に記載された事項の実施状況を検証し、達成状況を評価するものです。ただし、教育研究に関する事項の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下、機構)にその評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされています。

○評価の目的

- ・大学の継続的な質的向上を促進すること。
- ・社会への説明責任を果たすこと。
- ・評価結果を、次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させること。
- ・評価結果を、次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させること。

○国立大学法人評価の仕組み



○各年度終了時の評価(年度評価)

各年度における中期計画の実施状況等に基づいた評価が行われます。なお、教育研究の状況について、機構による専門的な観点からの評価は行われません。

*年度評価の実施方法

各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認するとともに(項目別評価)、その結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して中期計画の進捗状況全体について総合的な評価(全体評価)が行われます。

*項目別評価

法人による自己評価を基に、以下の項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況が5段階評定により示されます。「⑤教育研究等の質の向上の状況」については、進捗状況等に関するコメントのみ。

- ①業務運営の改善及び効率化
- ②財務内容の改善
- ③自己点検・評価及び情報提供
- ④その他業務運営に関する重要事項(施設設備の整備・活用、安全管理等)
- ⑤教育研究等の質の向上の状況

*全体評価

項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式による評価が行われます。

*年度評価のスケジュール

- (1)～6月30日
各法人は評価委員会へ業務実績報告書(自己点検・評価書)を提出
- (2)7月～8月
評価委員会の評価チームによる調査・分析
- (3)8月下旬～9月
評価委員会による評価案の策定
- (4)9月
評価案に対する意見申し立ての機会の付与
- (5)9月中下旬
評価委員会総会において、評価結果を決定

○中期目標期間の評価(中期目標期間評価)

中期目標期間の開始年度から4年間の業務の実績について、4年経過時における中期目標の達成状況に基づいた暫定的な評価が行われます。なお、残り2年間を含む最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了時に評価結果が確定されます。

*第1期、第2期のスケジュール

- (1)第1期中期目標期間…平成16年度～平成21年度
- (2)第2期中期目標期間…平成22年度～平成27年度

*中期目標期間評価の実施方法

年度評価に加えて、教育研究の状況の評価が行われます。この中で、各法人の主要な教育研究組織毎の現況について調査・分析が行われ、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況が評価されます。

九州大学の評価結果(暫定)

- ①教育 ————— 「おおむね良好」

- ②研究 ————— 「非常に優れている」
- ③社会連携、国際交流等 ————— 「良好」
- ④業務運営の改善及び効率化 ————— 「良好」
- ⑤財務内容の改善 ————— 「良好」
- ⑥自己点検・評価及び情報提供 ————— 「良好」
- ⑦その他業務運営に関する重要事項 — 「良好」

注意! 上記評価結果は平成16～19年度の評価結果(暫定)であり、平成21年度終了時に、第1期中期目標期間としての評価結果が最終的に確定されます。(評定は5段階)

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学大学評価のホームページ
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/>
- ・文部科学省国立大学法人評価委員会のページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/index.htm

◆問合せ先

企画部企画課評価企画係 092-642-7068

認証評価

全ての大学(国・公・私立大学)は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況について、一定期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価を受けることが義務付けられています。

○認証評価制度

認証評価の種類及び周期は次のとおりです。

- ・機関別認証評価(対象：大学全体)
：7年以内ごと
- ・専門職大学院認証評価(対象：専門職大学院)
：5年以内ごと

*評価の目的

- ・大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・評価結果をフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- ・大学の教育研究活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持

が得られるよう支援・促進すること。

*評価の実施方法

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施(以下表は参考例)
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

【参考】

(独)大学評価・学位授与機構の大学評価基準
(機関別認証評価)

- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織(実施体制)
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 教育の成果
- 基準7 学生支援等
- 基準8 施設・設備
- 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 基準10 財務
- 基準11 管理運営

(選択的評価事項)

- A 研究活動の状況
- B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

○機関別認証評価

*認証評価機関

- ・(財)大学基準協会、(独)大学評価・学位授与機構、(財)日本高等教育評価機構 等

*九州大学の評価結果

平成19年度受審 「大学評価基準を満たしている」
(評価機関：(独)大学評価・学位授与機構)

○専門職大学院認証評価

*認証評価機関

- ・法科大学院 …(財)日弁連法務研究財団、(独)大学評価・学位授与機構、(財)大学基準協会
- ・経営管理 …A B E S T 21(N P O)、(財)大学基準協会
- ・会計 …国際会計教育協会(N P O)
- ・助産 …日本助産評価機構(N P O)
- ・臨床心理 …(財)日本臨床心理士資格認定

＊九州大学の評価結果

- ・法科大学院
平成20年度受審 「評価基準に適合している」
(評価機関：(独)大学評価・学位授与機構)
- ・経済学府産業マネジメント専攻
平成20年度受審 「評価基準に適合している」
(評価機関：(財)大学基準協会)
- ・医学系学府医療経営・管理学専攻
平成20年度受審 「評価基準に適合している」
(評価機関がないため、自己点検・評価及び外部評価を実施。)
- ・人間環境学府実践臨床心理学専攻
平成21年度受審 (平成21年度末評価結果確定)
(評価機関：(社)日本臨床心理士資格認定協会)

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学大学評価のホームページ
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/>
- ・文部科学省専門職大学院認証評価のページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/ninshou.htm
- ・(独)大学評価・学位授与機構認証評価のページ
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/

◆問合せ先

企画部企画課評価企画係 092-642-7068

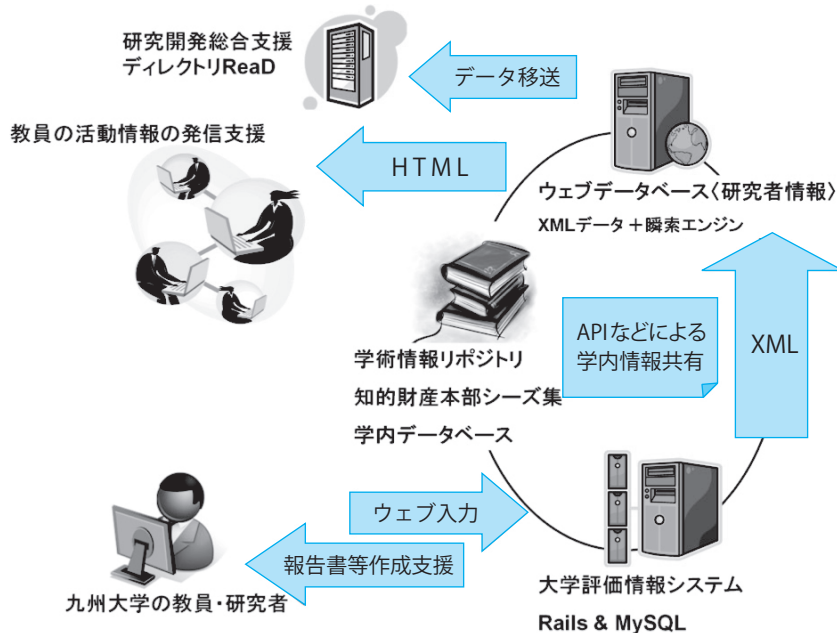
大学評価情報システム
(九州大学研究者情報)

九州大学では教育研究水準の向上と社会的使命を果たすため、本学における教育研究活動等の状況について、教員自らが点検及び評価を行っています。その結果を公表するための仕組みとして、九州大学は「大学評価情報システム」と「研究者情報データベース」を運用しています。

○目的

「大学評価情報システム」は九州大学の教員データベースです。このシステムの目的は、九州大学における教育研究水準の向上とその社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況を教員自ら点検及び評価を行うことにあります。具体的には、大学経営や将来計画に関する基礎資料を収集、自己点検・評価および第三者評価への基礎資料、教員が毎年の提出する「年度活動報告書」への活用、国際交流や社会貢献推進のための情報公開への活用、学内外からの教育研究活動に関する調査への対応、の5つの目的を掲げています。

「研究者情報」は、上の目的のうち、情報公開を行うために構築されたウェブデータベースです。項目のうち、必須公開と選択公開とされたデータをシステムから抽出し、統一化したスタイルのハイパーテキスト(ウェブページ)として情報公開を行っていま



す。また、最先端の検索技術を使って効率的および効果的な情報提供を推進しています。

こうした目的のために、教員の皆さま自身に教育研究活動の情報を入力していただいています。

○構成と特徴

大学評価情報システムには、大きく分けて7つの項目(教員基礎情報、教育、研究、社会貢献・国際交流、学内運営、研究資金、病院臨床)があります。このうち、研究の情報を中心に、教員ごとのウェブページに装丁したものを研究者情報で情報公開しています。また、研究者情報には、次のような特徴があります。

- ◆毎月10万人以上のインターネットユーザにアクセスされています。
- ◆海外からのアクセスの多くは研究者からという分析が報告されています。
- ◆国内の大学では最も網羅的に情報項目が構成され、他大学からも研究成果の発信に効果的な研究者データベースであると評価されています。
- ◆九州大学における約9割の研究者氏名(日本語)をGoogleなど有名な検索サイトで検索すると上位にヒット(英語表記の場合は約7割)します。
- ◆学術論文や作品などの公開・保存を一元管理する「学術情報リポジトリ(QIR)」との連携により、研究成果の効果的な情報発信ができます。
- ◆登録した研究成果を、研究開発支援総合ディレクトリReadへもデータ移送できます。
- ◆XMLやCSVデータでバックアップを取ることができます。将来のプロモーション活動にも活用できます。

○システムの運営体制について

システムの基本的事項については大学評価委員会、専門的事項の調査検討は大学評価専門委員会で審議されています。運用や技術的案件および開発業務は大学評価情報室が行っています。教員の皆様からのデータ入力、SSLで保護されたウェブアプリケーションを使って作業できるようになっており、一括入力などの機能も備えています。また、大学評価情報室には、システム利用のヘルプデスク(平日9:00から17:00)を置いており、システムに関する質問を電話で受け付けています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学 大学評価
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/>
- ・九州大学 大学評価情報システム(学内アクセスのみ)
<https://hyoka-lab.ofc.kyushu-u.ac.jp/>
- ・九州大学 研究者情報
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

九州大学 大学評価情報室
電話 箱崎地区 99-2279 (092-642-2279)
メール office@ir.kyushu-u.ac.jp
<http://www.ir.kyushu-u.ac.jp/>

マネジメント情報プロジェクト

マネジメント情報プロジェクトは、教育・研究にかかわる大学組織全体のデータを収集・分析し、九州大学の特徴や課題を抽出する経営情報システムです。目的は、収集されたデータから九州大学の特徴や課題を抽出し、データに基づいた議論と教育研究活動の改善を促す基盤を形成すること、そして情報を積極的に公開することにあります。

○マネジメント情報

マネジメント情報のデータの大半は、学校基本調査のデータ(学生数を中心としたデータ)です。それ以外のデータとしては、留学生数や教員数などがあります。学校基本調査のデータに関しては、文部科学省へ提出したデータを総務課から提供していただいています。その他のデータに関しては、本部事務各課に対して情報の提供を依頼しています。これらの収集したデータは、すべて電子化(MSアクセスへの入力)し、保管しております。

収集・電子化したデータの公開に関しては、学内と学外に分けて公開しています。収集されたデータは、認証評価および国立大学法人評価における活用(自己評価書作成の効率化)、テーマを絞った「分析レポート」の作成および公開、データ集であるQ-Factの作成といったことに活用されています。

なお、必要なデータや情報項目があれば、大学評価情報室にご相談ください。可能な範囲で、まとめたもの(電子ファイル等)を提供いたします。

○Q-Fact（九州大学ファクトブック）

Q-Factは、九州大学に関する各種データおよび情報を包括的に示すことを目的に、主に教育に関するデータの経年変化を表およびグラフで示したものです。2007年度から、毎年度発行（冊子体とPDF版）されています。特徴としては、過去5年以上に亘る経年データを活用し、その変化をグラフで可視化している点、データから読み取れる特徴や課題を提示している点等にあります。各学部・学府における計画立案の基礎資料や、外部評価および自己点検評価の際の基礎資料として活用することが可能です。

★もっと詳しく知るには

- ・Q-Factのページ

http://www.ir.kyushu-u.ac.jp/home/index.php?action=pages_view_main&page_id=71

- ・分析レポートのページ

http://www.ir.kyushu-u.ac.jp/home/index.php?action=pages_view_main&page_id=83

◆問合せ先

大学評価情報室 092-642-2279

1998年：大学審議会答申※（1999年に省令で努力義務）

2003年度：専門職大学院設置基準（実施義務）

2007年度：大学院設置基準（実施義務）

2008年度：大学設置基準（実施義務）

※21世紀の大学像と今後の改革方策について
—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）

そこで、国の政策面からも、FDは、紹介や推奨の段階を過ぎ、設置基準上も実施が義務付けられるようになりました。ここでいう義務とは、教員個人が必ずFD活動に参加しなければならないということではなく、機関としての大学組織が実施する義務をおっているという意味です。

FDの分類と特徴

大学設置基準には、「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」（第二十五条の三）とあり、この部分が、設置基準に記されたFDに関係する唯一の記述と思われます。しかし、FDという語が指す意味の範囲は、一般的にもっと広く捉えられており、大学が教育・学習効果を高めるために組織的に行う様々な取組という具合に、多少曖昧に理解しておいてよいでしょう。

そのような多様な取組を、①教員の教育（授業及び指導）能力の向上のための取組<ID>、②カリキュラム（教育課程）の開発（改善）のための取組<CD>、③教育効果を高める組織の開発（改善）のための取組<OD>、と3つに分類する方法があります。

IDは、設置基準が指す内容のもので、授業や指導法の改善を目指した取組で狭義のFDと言えるでしょう。CDは、カリキュラムなど組織的な教育に関するもので、例えば、GP採択にいたるまでの部局内の活動は、まさにCDの一つと言えるでしょう。ODは、組織そのものに関することで、学府・研究院制度を活用した新たな教育組織の創出は、ODの典型でしょう。

FD（ファカルティディベロップメント）

FDが注目される背景と高等教育政策

「求められる大学教育の改善とどう向き合うか」、FDは、そのための回答の一つと言えます。ここで、話題にするまでもなく、少子化や進学率の上昇、高等教育の国際市場化などの社会の変化により、否応なく大学教育の改善、教育の質保証のための積極的なアクションが必要になっています。

「教育の質保証」は、最終的には輩出した学生の質ということになりますが、その成果は非常に測りにくいものです。よって、教育のプロセスや大学の教育能力も教育の質保証の重要なファクターであり、また、教育の改善活動の推進は、大学の自己改善能力とPDCAサイクル稼働の重要な証左にもなります。

特に90年代以降の教養部廃止の流れの中で、多くの大学で大学教育開発関連のセンターが設置され、FDの実施を担当するようになっていました。しかし、第三者評価が義務化された後も、必ずしも大学教育の大きな改善はまだ進んでいない現状があります。

Instructional Development : 教員の教育（授業及び指導）能力の向上	授業評価、授業参観、教材、シラバス、IT、ティーチング技法等
Curriculum Development : カリキュラム（教育課程）の開発（改善）	初年次教育、キュリア教育、コースワーク、プログラム開発等

Organizational Development : 教育効果を高める組織の 開発(改善)	学部・専攻等の設置・ 改組、大学教育セン ター、講座制等
Professional Development : 教員のキャリア構築	初任者、教員評価、研 究倫理、研究費、知的 財産、ハラスメント

また別の視点から、教員のキャリア形成を支援する<PD>も広義のFDとして理解することができます。

<学内の推進体制>

全学の体制

全学FDの主なテーマ(過去2年)

- 「学習成果達成のための教育プログラム開発」
- 「体験活動を通じた学習成果の達成について」
- 「教育GPを通じた教育改革」
- 「学生の修学情報の管理・活用を通じた教育実践」

全学に共通するFDの活動計画は、理事を委員長とし、各学部・学府等から選出された委員による全学FD委員会により審議・決定され、企画・実施に関しては、高等教育開発推進センターを中心に行われます。

全学FDは、4月の新任教員研修のほか、本学の中期目標・中期計画の推進に関連するテーマを選び、年に数回開催されます。

また、教育改革企画支援室を中心に、教育改革に関する知見を深め、課題解決の契機とすることを目的とした教育改革研究会が公開の形で実施されています。

部局の取組

各学部・学府並びにセンター等の部局において、FDや教務関係の委員を中心に独自の課題に関するFDが行われています。開催回数は、部局により異なり、年に数回、月に1回など様々ですが、合計すると年に70回前後開催されています。

FDの内容は、先に示した分類を用いると、およそIDが40%、CDが25%、ODが10%、残りがPDとその他となっています(全学FD委員会の会議資料から)。その他の中には、認証評価や法人評価への対応ということで、大学評価のための研修会等も含まれています。

FDの形式は、外部の講師を招いた研修会形式、

もしくは授業評価やアンケートの分析など部局内の検討会形式など、部局の課題やFDの目的に応じて多様な形式が取られています。

★もっと詳しく知るには

- ・全学FDのホームページ

<http://rche.kyushu-u.ac.jp/fd/index-fd.html>

- ・教育改革研究会のホームページ

<http://www.kyushu-u.ac.jp/education/er/meet.html>

◆問合せ先

学務部学務企画課

Tel 092-642-3974

e-mail gapspecial@jimu.kyushu-u.ac.jp

Q-Links (九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク)

Q-Links (キューリンクス)は、Kyushu Learning Improvement Network for Staff Members in Higher Educationの略称で、「九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク」が正式名称です。このネットワークは、九州地域における大学教育の改善の推進、教育活動の質の向上を目的としています。大学教育の改善にはFD・SDの活動が重要です。そうした活動が大学の枠を越えて連携されていくことを通じて、「大学教育を語り合う」ネットワークが大学や教員、職員を交えて構築されることを目標に置いています。

これを読まれた方々が、「大学教育を語り合う」ネットワークへ参加されることを願っています。

○背景

大学教育は、「大学全入時代」を迎えて新たな局面を迎えています。それは、教員や職員が自身の能力を向上しようと個別に努力するだけでなく、教員や職員組織、そして大学全体というように、教育と組織的に向き合うことが社会から強く求められている局面といえるでしょう。個々の大学は、自大学におけるFD・SD等の大学教育を改善していくために、それらの資源を共有し、連携・協力をはじめています。



○内容

具体的な展開としては、次のようなものが考えられています。

1. ネットワークに参加している各機関のFD・SD情報を集約・公開する
2. 各機関同士のネットワークを活用して、人的ネットワークの構築もすすめ、特にFD・SDの連携を充実させ、強化をはかる
3. 入学前から学士課程・大学院課程までの学習・教育に関し、他国、他大学の状況、関係官庁、関係業界の動向などについて情報収集し、ネットワークに参加している各機関へ提供する
4. 学習・教育改善に資する教職協働型(教育活動の質的向上という目標のもとで教員と職員が協力する)研修プログラムを開発・実施する。

○効果

ネットワークを構築する活動を通じた、1.「コミュニティ」形成、2. 教学リーダーの養成、3. 九州地区の地域連携強化、4. 教職協働型の研修モデル開発などの取組が、大学教育の改善を推進する原動力となっていくことが期待されています。

○今後の展開(2010年度以降)

ウェブサイトの充実はもちろんのこと、1. ネットワーク参加校のFD・SD情報の共有と共催の推進、2. 「教育課程の開発と改善」に関する研修の開発・実施、3. 「教育効果を高める組織開発」に関する研修の開発・実施、4. 教職協働型研修プログラムの開発・実施などが考えられています。

★もっと詳しく知るには

Q-Links Website・・・

<http://www.qlinks.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

Q-Links 事務局(教育改革企画支援室内)

info@qlinks.kyushu-u.ac.jp

tel: 092-642-3930 fax: 092-642-2252

す。そこで、シンボルやロゴタイプ、名刺やプレスリリースの様式等を統一して、日々の情報発信に使用しています。

○UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)

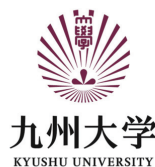
UIとは、ユニバーシティ・アイデンティティの略語です。大学が自らのアイデンティティを確立し、それを学内外に表明することで、社会における役割や個性を明確にし、正しい認知を促し、良いイメージを訴求する一連の活動を指します。

UIはシンボルやロゴタイプなどの視覚的な要素と、運営方針や戦略といった目に見えない要素から成り立っています。これらは言わば車の両輪であり、歩調を合わせて展開していく必要があります。近年では、目に見えない要素を視覚化することによって、メッセージを的確に伝え、学内外のコミュニケーションを活性化させることを目的に、多くの大学でさまざまな取り組みが行われています。

*シンボルロゴ

2006年1月11日開催の広報専門委員会、また同年1月23日開催の部局長会議において、芸術工学研究院・芸術工学府、芸術工学部、広報室からなるUIプロジェクトチームから、ロゴタイプ(九州大学の文字)及びシンボルロゴ(シンボルとロゴタイプの組み合わせ)の提案がなされ、了承されました。

新しく制定されたシンボルロゴは、「ロゴタイプの明確さ」、「使いやすさ」、「国際性」のコンセプトや、学内外750人以上に行ったアンケート調査の結



広報活動

本学は、印刷物や電子媒体を通じて、日々膨大な量の情報を発信していますが、これらの情報の発信者が九州大学であることが一目でわかるように、視覚的に一貫性のあるイメージを与える必要がありま

果などを基に作成されました。シンボルロゴには5つの組み合わせタイプがあり、今後九州大学が発信するさまざまなメディアで使用していきます。(原則としてシンボルのみの使用はせず、つねに5タイプのいずれかを使います。)

九州大学の教職員・学生、同窓会、後援会等並びにその関係者がアイデンティティとして、九州大学シンボルロゴを使用することについては、原則として認めています。九州大学ホームページより使用申請ができます。なお、商業目的の使用は原則として許可していません。商業目的の使用には別途契約を必要とします。

*U I名刺

【U I名刺の作成について】

本学の教職員が大学の業務上使用する名刺については、「九州大学シンボルロゴ」及び「百周年記念事業シンボルマーク」をセットで使用したもの(U Iマニュアルに基づくもの。以下「U I名刺」という。)であれば大学経費での作成を行います。大学経費による名刺作成の申し込みは九州大学ホームページの発注依頼ページからのみ受け付けます。それ以外の方法での発注依頼は受け付けません。

経費負担の対象者は本学の教職員を原則とします。ただし、事務補助員、派遣職員などで本学の業務上名刺を使用する必要がある場合は、使用者の業務等を所属組織で勘案の上、作成することができます。

なお、U Iマニュアルに基づかない名刺や大学の業務に関係のない情報が記載されたもの及び指定の印刷業者(1社)以外へ発注されたものについては大学経費による作成はできません。

【U I名刺の印刷業者について】

U I名刺の印刷業者は、1社(アイメディア：福岡市中央区)のみが取り扱います。(平成22年10月31日までの単価契約)この業者以外の印刷業者へ名刺作成を依頼される場合は、大学経費による支出はできません。

【U I名刺の使用について】

大学経費で作成したU I名刺は、大学の業務(教育・研究、社会貢献、広報、管理・運営など)に限って使用することができます。

○報道対応等

広報室では、九州大学記者クラブ(15社)などマスコミ各社に対して、主に下記の方法で情報提供を行っています。プレスリリースを検討されている場

合や報道に関するご質問等がありましたら、広報室までご連絡ください。

*総長との記者懇談会(定例)

毎月(8月を除く)教育研究評議会終了後に、開催しています。総長、理事・副学長から九州大学記者クラブの皆様に対して、九州大学の新しい取り組みや各種イベント等についてお知らせします。また、記者の皆様からの様々な質問等にもお答えする機会でもあります。懇談会でリリースした内容は、文部科学省記者会、九州内の各県紙へも資料提供を行っています。

これまで開催された内容は九州大学ホームページのプレスリリースのページでご確認ください。

*F A X及びMailによるプレスリリース

随時、F A X及びMailにより記者クラブの皆様へプレスリリースを行っています。

(例：九州大学の新しい取り組み、研究発表、各種イベントの開催、入試情報、新部長の決定通知、訃報通知 など)

*記者会見

記者の方々からの質問が多数あると想定される場合やF A X及びMailのみでは正確な情報が伝わらない恐れがある事案等については、随時、記者会見を行っています。

(例：Science誌、Nature誌に研究が掲載される場合、協定締結、各種式典 など)

★もっと詳しく知るには

- ・シンボルロゴ・U I名刺について
http://www.kyushu-u.ac.jp/university/logo/index_top.php
- ・シンボルロゴ使用申請ページ
http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/ui/index_ask.php
- ・U I名刺発注依頼ページ
http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/ui_card/index.php
- ・U Iマニュアル
http://www.kyushu-u.ac.jp/ui/uimannual_all.pdf
- ・プレスリリースについて
<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/office/public-relations/index.php>

◆問合せ先

- ・シンボルロゴについて
九州大学広報室 092-642-7040
- ・U I名刺について

(発注・納品) 所属の用度係
(デザイン・発注ホームページ)
九州大学広報室 092-642-7040
・報道対応等について
九州大学広報室 092-642-2106/7049